

議案第61号

朝来市公告式条例等の一部を改正する条例制定について
朝来市公告式条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。
令和8年8月27日提出

朝来市長 藤 岡 勇

提案理由要旨

朝来市生野庁舎の建替えに伴い、支所機能及び朝来市生野子育て学習センターの新庁舎への移転並びに掲示場の位置の変更をするため、所要の条例整備をしようとするものです。

朝来市条例第 号

朝来市公告式条例等の一部を改正する条例

(朝来市公告式条例の一部改正)

第 1 条 朝来市公告式条例（平成17年朝来市条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改 正 案		改 正 前	
別表（第 2 条関係）		別表（第 2 条関係）	
名称	所在地	名称	所在地
(略)		(略)	
朝来市生野支所揭示場	朝来市生野町 <u>口銀谷791番地 1</u>	朝来市生野支所揭示場	朝来市生野町 <u>口銀谷747番地 1</u>
(略)		(略)	

(朝来市支所設置条例の一部改正)

第 2 条 朝来市支所設置条例（平成17年朝来市条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改 正 案			改 正 前		
(名称、位置及び所管区域)			(名称、位置及び所管区域)		
第 2 条 支所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。			第 2 条 支所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。		
名称	位置	所管区域	名称	位置	所管区域
生野支所	朝来市生野町 <u>口銀谷791番地 1</u>	平成17年 3 月 31 日における生野町の区域	生野支所	朝来市生野町 <u>口銀谷747番地 1</u>	平成17年 3 月 31 日における生野町の区域
(略)			(略)		

(朝来市子育て学習センター条例の一部改正)

第 3 条 朝来市子育て学習センター条例（令和 3 年朝来市条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改 正 案			改 正 前		
(名称及び位置等)			(名称及び位置等)		
第2条 センターの名称、位置及び開設日は、次のとおりとする。			第2条 センターの名称、位置及び開設日は、次のとおりとする。		
名称	位置	開設日	名称	位置	開設日
朝来市生野子育て学習センター	朝来市生野町 <u>口銀谷791番地1</u>	月曜日～金曜日	朝来市生野子育て学習センター	朝来市生野町 <u>口銀谷418番地4</u>	月曜日～金曜日
(略)			(略)		

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。